

会計年度任用職員（調理員（児童相談所-日額））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（調理員（児童相談所-日額））
採用予定人数	若干名
職務内容	一時保護所に係る調理業務
応募資格	次に掲げる要件のいずれかに該当する方 ・ 調理業務の経験がある方 ・ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる方 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
任用期間	令和7年6月1日以降令和8年3月31日までの期間で随時採用 ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市児童相談所（札幌市中央区北7条西26丁目及び北8条西24丁目） ※敷地内禁煙です。
勤務日・時間	1 勤務日数 4週間当たり8回を超えない範囲内で所属長が定める。 2 勤務時間 4週間を通じて1週間当たり12時間を超えない範囲内で所属長が定める。 1日当たり6時間とし、その割振りは次のいずれかから所属長が定める。 (1) 超早番 5時45分から12時30分まで (2) 早 番 7時00分から13時45分まで (3) 中番A 8時15分から15時00分まで (4) 中番B 9時00分から15時45分まで (5) 遅 番 12時45分から19時30分まで 3 休憩時間 (1) 上記2(1)の場合 8時15分から9時00分までの45分 (2) 上記2(5)の場合 15時15分から16時00分までの45分 (3) それ以外の場合 12時15分から13時00分までの45分
給与	日額 7,119 円（地域手当含） ※上記の金額は令和7年5月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当（支給要件あり）
休暇	年次休暇（任用当初から付与）
社会保険	適用なし
福利厚生	不加入
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール	・ 応募受付期間：随時

応募方法	・面接日程：随時 ・合否決定時期：随時 ・写真付き履歴書を下記まで持参または郵送してください。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
応募・問合せ先	〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中（調理員）」と朱書き
個人情報の取扱い	履歴書等の応募書類に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。